

京都市交通局管理規程第28号

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成26年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 西村 隆

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「介護人」を「介護者」に改め、同項第3号中「者をいう。」の右に「以下同じ。」を加え、「介護人」を「介護者」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 児童又は生徒で次に掲げる者及びその介護者1人

ア 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(助産施設, 母子生活支援施設, 保育所, 児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。), 同法第6条の2第2項及び第4項に規定する厚生労働省令で定める施設又は同法第12条の4に規定する施設に入所し, 又は通所している児童

イ 学校教育法第72条に規定する特別支援学校又は同法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級に通学し, 又は同項の規定により教育を受けている児童及び生徒

第24条第1項第5号中「京都市療育手帳交付要綱により療育手帳の交付を受けている」を削り, 「知的障害者」の右に「(厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。)」を加え, 「付添人」を「介護者」に改め, 同項第6号中「第1条に規定する被爆者」を「第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者」に改め, 同項第7号中「戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者」を「戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者」に改める。

第25条第2項の表大人普通旅客運賃の項中「250」を「260」に, 「280」を「290」に, 「310」を「320」に, 「340」を「350」に改め, 同表小児普通旅客運賃の項中「140」を「150」に, 「170」を「180」に改める。

第26条第1項第1号中「介護人」を「介護者」に改め, 同項第2号中「介護人」を「介護者」に改め, 同項第3号中「(療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けた者を

いう。)」を削り、「付添人」を「介護者」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 本市の区域外に住所を有する児童又は生徒で次に掲げる者及びその介護者一人

ア 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(助産施設,母子生活支援施設,保育所,児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。),同法第6条の2第2項及び第4項に規定する厚生労働省令で定める施設又は同法第12条の4に規定する施設に入所し,又は通所している児童

イ 学校教育法第72条に規定する特別支援学校又は同法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級に通学し,又は同項の規定により教育を受けている児童及び生徒

第26条第2項の表特定割引大人普通旅客運賃の項中「140」を「150」に,「170」を「180」に改め,同表特定割引小児普通旅客運賃の項3区の欄中「70」を「80」に改める。

第27条第2項の表大人回数旅客運賃の項中「2,500」を「2,600」に,「2,800」を「2,900」に,「3,100」を「3,200」に,「3,400」を「3,500」に改め,同表小児回数旅客運賃の項中「1,400」を「1,500」に,「1,700」を「1,800」に改める。

第27条の2第2項の表昼間割引大人回数旅客運賃の項中「2,500」を「2,600」に,「2,800」を「2,900」に,「3,100」を「3,200」に,「3,400」を「3,500」に改め,同表昼間割引小児回数旅客運賃の項中「1,400」を「1,500」に,「1,700」を「1,800」に改める。

第27条の3第2項の表特定割引大人回数旅客運賃の項中「1,400」を「1,500」に,「1,700」を「1,800」に改め,同表特定割引小児回数旅客運賃の項3区の欄中「700」を「800」に改める。

「

8,820	円
10,500	
11,760	
13,020	

「

9,070	円
10,800	
12,100	
13,390	

14,280
25,140
29,930
33,520
37,110
40,700
47,630
56,700
63,510
70,310
77,120
6,300
7,500
8,400
9,300
10,200
17,960
21,380
23,940
26,510
29,070
34,020
40,500
45,360

14,690
25,850
30,780
34,490
38,170
41,870
48,980
58,320
65,340
72,310
79,330
6,480
7,710
8,640
9,570
10,490
18,470
21,980
24,630
27,280
29,900
35,000
41,640
46,660

50,220
55,080
5,040
6,000
6,720
7,440
8,160
14,370
17,100
19,160
21,210
23,260
27,220
32,400
36,290
40,180
44,070
3,150
3,750
4,200
4,650
5,100
8,980
10,690

第28条第2項の表中

を

51,680
56,650
5,180
6,170
6,910
7,650
8,390
14,770
17,590
19,700
21,810
23,920
27,980
33,320
37,320
41,310
45,310
3,240
3,860
4,320
4,790
5,250
9,240
11,010

に改め,

11,970
13,260
14,540
17,010
20,250
22,680
25,110
27,540
7,560
9,000
10,080
11,160
12,240
21,550
25,650
28,730
31,810
34,890
40,830
48,600
54,440
60,270
66,100
6,930

12,320
13,660
14,970
17,500
20,850
23,330
25,870
28,350
7,780
9,260
10,370
11,480
12,590
22,180
26,400
29,560
32,720
35,890
42,020
50,010
56,000
62,000
67,990
7,130

8,250
9,240
10,230
11,220
19,760
23,520
26,340
29,160
31,980
37,430
44,550
49,900
55,250
60,590

8,490
9,510
10,520
11,540
20,330
24,200
27,110
29,990
32,890
38,510
45,850
51,360
56,810
62,320

「 」

「 」

7,980 円
10,080
22,750
28,730
43,100
54,440
3,600
4,800

8,210 円
10,370
23,400
29,560
44,340
56,000
3,700
4,940

同条第3項の表中

10,260
13,680
19,440
25,920
2,880
3,840
8,210
10,950
15,560
20,740
1,800
2,400
5,130
6,840
9,720
12,960
5,790
7,440
16,510
21,210
31,270
40,180
5,430
6,960

を

10,550
14,080
19,980
26,680
2,960
3,950
8,440
11,260
15,990
21,330
1,850
2,470
5,280
7,040
9,990
13,340
5,960
7,660
16,990
21,840
32,190
41,370
5,590
7,160

に改める。

15,480
19,840
29,330
37,590

15,940
20,410
30,190
38,670

」

」

第29条第1項第2号中「介護人又は付添人」を「介護者」に改め、

「

「

4,410 円
5,250
5,880
6,510
7,140
12,570
14,970
16,760
18,560
20,350
23,820
28,350
31,760
35,160
38,560
3,150
3,750
4,200

4,540 円
5,400
6,050
6,700
7,350
12,940
15,390
17,250
19,100
20,950
24,520
29,160
32,670
36,180
39,690
3,240
3,860
4,320

4,650
5,100
8,980
10,690
11,970
13,260
14,540
17,010
20,250
22,680
25,110
27,540
2,520
3,000
3,360
3,720
4,080
7,190
8,550
9,580
10,610
11,630
13,610
16,200

4,790
5,250
9,240
11,010
12,320
13,660
14,970
17,500
20,850
23,330
25,870
28,350
2,590
3,090
3,460
3,830
4,200
7,390
8,810
9,870
10,920
11,970
13,990
16,690

同条第2項の表中

18,150
20,090
22,040
1,580
1,880
2,100
2,330
2,550
4,510
5,360
5,990
6,650
7,270
8,540
10,160
11,340
12,590
13,770
3,780
4,500
5,040
5,580
6,120
10,780

を

18,690
20,690
22,680
1,620
1,930
2,160
2,400
2,630
4,620
5,510
6,160
6,840
7,500
8,750
10,430
11,670
12,960
14,210
3,890
4,630
5,190
5,750
6,300
11,090

に改め,

12, 830
14, 370
15, 910
17, 450
20, 420
24, 300
27, 220
30, 140
33, 050
3, 470
4, 130
4, 620
5, 120
5, 610
9, 890
11, 780
13, 170
14, 600
15, 990
18, 740
22, 310
24, 950
27, 650
30, 300

13, 200
14, 800
16, 390
17, 960
21, 010
25, 010
28, 030
31, 050
34, 020
3, 570
4, 250
4, 760
5, 270
5, 780
10, 180
12, 120
13, 570
15, 020
16, 480
19, 280
22, 950
25, 710
28, 460
31, 220

「 」 「 」

3,990 円
5,040
11,380
14,370
21,550
27,220
1,800
2,400
5,130
6,840
9,720
12,960
1,440
1,920
4,110
5,480
7,780
10,370
900
1,200
2,570
3,420

同条第3項の表中

4,110 円
5,190
11,720
14,800
22,200
28,030
1,850
2,470
5,280
7,040
9,990
13,340
1,480
1,980
4,220
5,650
8,000
10,700
930
1,240
2,660
3,540

を

に改める。

4,860
6,480
2,900
3,720
8,270
10,610
15,660
20,090
2,720
3,480
7,760
9,920
14,690
18,800

5,030
6,700
2,980
3,830
8,500
10,920
16,100
20,690
2,800
3,590
7,980
10,240
15,120
19,390

」

」

第72条第2項中「介護人又は付添人」を「介護者」に改め、「又は付添い」を削る。
 第73条第3項中「介護人又は付添人」を「介護者」に改め、「又は付添い」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の規定にかかわらず、この規程の施行の日前に発売した乗車券(普通券及び特定割引普通券を除く。)は、当該乗車券の通用期間中に限り使用することができる。
- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

(交通局企画総務部総務課)